

協会 ニュース

〒171-0031 東京都豊島区目白 3-5-11
TEL 03-5996-8511 FAX 03-5996-9585
http://www.jja.or.jp/ Eメール info@jja.or.jp

平成26年 夏号

HEADLINE

◆緊急通知！個人情報保護に関する周知徹底

今般の通信教育関係事業者による子どもの情報を含む多数の個人情報漏えい事故の社会的影響は極めて重大です。去る7月15日、経済産業省より当協会に対して個人情報保護法等の遵守に関わる周知徹底についての要請がありました。社内の個人情報管理の具体的措置についてあらためて点検と見直しを徹底してください。

◆業界検定を取り巻く社会的要請とその行方

平成25年6月、政府は日本再興戦略において業界検定の能力評価の仕組みを整備し、職業能力の見える化を促進することを決定しました。これを踏まえて厚生労働省は、平成26年度より2カ年計画で、学習塾業界を対象に業界検定スタートアップ支援事業に着手。当協会は当該事業の事業主体に選定され、学習塾講師検定を厚生労働省認定の業界検定への高度化に向けてスタートを切りました。業界検定とは何か？専門家に聞きます！



◆その他の項目

●塾の日シンポジウム2014仙台開催 ●JJAインフォメーション 学習塾認証制度／全国読書作文コンクール／会員サービス／コンプライアンスセミナー「個人情報保護」

個人情報保護法令遵守の周知徹底を！

平成26年7月15日

公益社団法人全国学習塾協会
会長 安藤 大作

このたびの通信教育関係事業者において、子どもの情報を含む極めて多数の個人情報漏えいするという事案を踏まえて、経済産業省より当協会に対して個人情報保護法等の遵守に関わる周知徹底についての要請がありました。

正会員事業者のみなさまにおかれましては、「個人情報保護法等の遵守に関わる周知徹底についての要請」(次ページ)により、個人情報の管理体制を改めて点検し、個人情報の適正な取扱いの確保を徹底していただきますようお願い申し上げます。

個人情報の取得における事業者の取り組みとして、「個人情報が個人情報保護法及び個人情報保護法についての経済産業分野を対象とするガイドライン等に則って適正に取得していることを確認すること」、「社内において個人情報管理責任者を特定し、個人情報の取得について最終確認を行うこと」、「取得しようとする個人情報が適法な個人情報と確認できないときは取得を自粛すること」等が挙げられますので十分ご留意ください。

また、当協会に加盟されていない学習塾事業者のみなさまにおかれましても、個人情報保護の重要性と事業者が講ずるべき具体的措置についての周知徹底をよろしくようお願い申し上げます。

経済産業省による「個人情報保護法等の遵守に関わる周知徹底についての要請」までの経緯

平成26年7月9日、ベネッセホールディングスにおいて、大量の顧客情報の漏えいが起こったとの報道がありました。お客様情報が漏えいしたと思われるデータベースに保管されている情報の件数から推定すると、最大約2,070万件のお客様情報が漏えいしている可能性があります。

当協会では、7月11日付で「学習塾の個人情報保護における関係法令・規範の遵守について」と

題してプレスリリースを行い、学習塾事業者の皆様に関係法令及び個人情報保護に関する学習塾におけるガイドラインに準じた取り組みの実施についての徹底をあらためてお願いいたしました(協会ホームページ参照)。

同日、茂木経済産業大臣は、学習塾や通信販売などの業界団体にも再発防止を求める方針を明らかにし、当協会や経産省認可の全国学習塾協同組合、日本通信販売協会などに対して、個人情報の取扱いを徹底するよう要請することとしました。

7月15日午前10時から経済産業省は当協会ほか前出の2団体に対し、個人情報の適切な管理を強化することなどを要請しました。

経済産業省

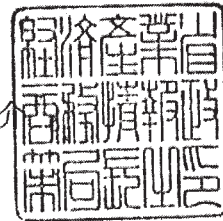
20140714情局第1号

平成26年7月15日

公益社団法人全国学習塾協会

会長 安藤 大作 殿

経済産業省 商務情報政策局長 富田 健介



個人情報保護法等の遵守に関する周知徹底についての要請

個人情報とは、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであり、個人情報保護法に基づき、個人情報を取り扱うすべての事業者にとっての極めて重要な義務として、その適正な取扱いが求められてきました。

貴協会の会員企業は教育関係事業に携わられており、子供の情報という、特に慎重な扱いをすべき情報を有しておられます。このため、保護者を含めた国民の信頼を得て事業を行うためにも、個人情報保護法を遵守し、万全な対応を取る責任を有していることは言うまでもありません。

今般、教育関係事業者において、子供の情報を含む極めて多数の個人情報が漏えいするという事案が発生し、多くの保護者や国民に不安を与えていることは誠に遺憾です。経済産業省としては、今般の事案を踏まえ、個人情報の取扱いを巡る問題の再発防止に向けて、個人情報保護の重要性と事業者が講ずるべき具体的な措置についての周知徹底に一層取り組むこととしております。

産業界の個人情報保護の取組の向上に向けて、経済産業省としては、経済産業分野の事業者及び業界団体等における個人情報保護のための円滑な取組を促す観点から、個人情報保護法で規定された事業者の義務規定をより具体化・詳細化した「個人情報の保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドライン」を策定しております。また、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）では、特に組織の内部関係者の不正行為による情報漏えいを防止するため、「組織における内部不正防止ガイドライン」を策定しております。

つきましては、貴協会におかれましては、会員各社に対し、別紙により社内の個人情報保護に関する体制、具体的措置等を改めて点検するとともに、現場担当者に限らず社内全体、委託先事業者等に、個人情報保護の重要性等の周知徹底を行い、組織全体で適切な措置を講じるよう、周知していただくよう要請いたします。

下記 1, 2 に基づき、貴社及び委託先事業者内の個人情報の管理体制を改めて点検し、個人情報の適正な取扱いの確保を徹底すること。

記

1. 個人情報保護法に基づく個人情報取扱事業者の守るべきルールの徹底

個人情報の適正な取扱いを行うべく、「個人情報の保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドライン」に沿った点検を行う。その際、例えば、以下のような項目について、十分チェックを行う。

個人情報の保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドライン
http://www.meti.go.jp/policy/it_policy/privacy/kaisei-guideline.pdf

○個人情報の利用目的の特定（法第 15 条）、目的外利用の禁止（法第 16 条）

個人情報を取り扱うに当たっては、利用目的をできるだけ特定しなければなりません。また、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱ってはなりません。

○適正な取得（法第 17 条）、取得時の利用目的の通知等（法第 18 条）

偽りその他不正な手段によって個人情報を取得してはなりません。

個人情報を取得したときは、本人に速やかに利用目的を通知又は公表しなければなりません。また、本人から直接書面で取得する場合には、あらかじめ本人に利用目的を明示しなければなりません。

○個人データ内容の正確性の確保（法第 19 条）

利用目的の範囲内で、個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めなければなりません。

◆具体的な措置例

- ・ 個人データ入力時の照合・確認手続の整備
- ・ 記録事項の更新
- ・ 保存期間の設定 等

○安全管理措置（法第 20 条）

個人データの漏えいや滅失を防ぐため、必要かつ適切な安全管理措置を講じなければなりません。

◆具体的な措置例

- ・ セキュリティ確保のためのシステム・機器等の整備

- ・事業者内部の責任体制の確保（個人情報保護管理者の設置、内部関係者のアクセス管理等）等

○従業者・委託先の監督（法第 21-22 条）

安全に個人データを管理するために、従業者に対し必要かつ適切な監督を行わなければなりません。また、個人データの取扱いについて委託する場合には、委託先に対し必要かつ適切な監督を行わなければなりません。

◆具体的な措置例

- ・個人情報保護意識の徹底のための教育研修等の実施
- ・個人情報保護措置の委託契約内容への明記
- ・再委託の際の監督責任の明確化 等

◆従業者とは、正社員のみならず、役員、契約社員、アルバイト等も含まれます。

◆再委託の場合、委託先が再委託先に対して十分な監督を行っているかなど、委託元は把握し、適切な指導をする必要があります。

2. 内部関係者の不正行為による情報漏えいを防止するセキュリティ対策の徹底

内部不正による情報漏えいを防止するための適切なセキュリティ対策を講じるべく、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）が策定した「組織における内部不正防止ガイドライン」に沿った点検を行う。その際、チェックシートの活用とともに、例えば以下のような項目について、十分チェックを行う。

組織における内部不正防止ガイドライン

<http://www.ipa.go.jp/security/fy24/reports/insider/>

セキュリティ対策の見直しに関する注意喚起文（7月10日）

<http://www.ipa.go.jp/security/announce/20140710-insider.html>

○アクセス権指定

重要な情報が保管されているファイルやデータベースについて、適切なアクセス権限を付与すること。

○物理的管理

重要な情報が保管されているファイルやデータベースについて、情報の持ち出し・可搬媒体等の持ち込みの監視を行うこと。

○証拠確保

重要な情報が保管されているファイルやデータベースについて、定期的な操作履歴の監視・監査を行うこと。

講演採録「国家検定を目指す意義は」

学習塾を含む対人サービス4業種の業界検定構築の取り組みをバックアップ！雇用労働問題と大きく連動する塾講師の能力評価制度を専門家が読み解きます！！

去る平成26年6月8日（日）午後2時50分より、東京・千代田区のアルカディア市ヶ谷5階「大雪（西）」において、特別セミナー「『学習塾講師検定』における国家検定を目指す意義について」を開催しました。

平成25年6月14日、政府は日本再興戦略において、業界検定の能力評価の仕組みを整備し、職業能力の見える化を促進することを決定しました。これを踏まえて厚生労働省は、平成26年度より2カ年計画で、学習塾業界を対象に業界検定スタートアップ支援事業に着手することとなりました。

当協会は当該事業の事業主体に選定され、学習塾講師検定を厚生労働省認定の業界検定への高度化に向けてスタートを切りました。

本セミナーでは、三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社研究員・田口壮輔氏を講師にお招きして、学習塾講師検定における国家検定を目指す意義などについて、多角的に考察してわかりやすくご講演いただきました。業界検定とはいったい何なのか？

以下、当日の様子を講演録の形で抜粋・編集してお届けします。

学習塾講師検定とは？

公益社団法人全国学習塾協会
専務理事 稲葉秀雄

私たちが平成20年度から、「学習塾講師検定」を実施して参りまして、今年で6年目に入りました。いよいよ、本年度から学習塾講

師検定の評価基準をベースにして、厚生労働省委託の「業界検定スタートアップ事業」という2カ年事業が始まることになりました。まずは、皆様方に「学習塾講師検定」という現行の制度がいったいどんなものなのか。ご理解いただいたうえで「業界検定スタートアップ事業」の中身と意義をご理解いただけたらと思っております。

塾講師。3割強の塾経営者が、実際に自分の思った通りに動いてくれない

皆様方は、新しく自塾で講師の方を雇う時に、実際にその新人が塾に来て、最初にどんな教育をされますか？

アンケート調査によりますと、約7割の方がまず最初にやることは、自塾のベテランの先生方を教壇に立たせて、その先生の授業を見てもらうことからスタートを切ります。すなわち、最初から机に座って勉強させるわけではなくて、まず見てもらうことからスタートを切るわけです。実際の授業を見てもらって、その中から新人の先生が、「こういう風にしてこの塾ではやるのだ」ということを理解して、教育というものが始まっていくわけです。しかしそこに、その教育の「マニュアル」的な物が存在していないことが少なくありません。あるいは、存在していたとしても、内容的にまだまだ十分でないものが多いのです。講師の課題について、3割強の塾経営者が、実際に自分の思った通りに動いてくれて



学習塾講師検定について話す協会の稲葉専務理事

いないというような実態から「能力が不足している」という調査結果が出ました。では、学習塾という業態は、新人からベテランになるまで、相当な経験を積んでいらっしゃるかと思いますが、そのほとんどが「暗黙知」です。すなわち、口で言うものであったり、見て理解するものであったり、実はきちんとした文章化がされていないというケースが大変多い。そこで私たちは、まず最初にできる限り多くの塾でどのように講師を教育しているかということ調べました。この「暗黙知」の部分のいかに「見える化」するかという所にポイントをおきました。

塾講師に求められる共通点を9つの行動ユニットに分けて「見える化」

学習塾講師検定の中身を説明する一番メインになることですが、優れた講師の授業・行動特性というものを調べなければなりません。良い先生の授業をたくさん見て、そこで「共通点」を探し出していくという作業をしました。隣の塾で何をやっているかということは、わからないですね。どうしても自塾のやり方が全てというこになってしまう。私たちは、協会という立場でいろいろ塾の授業を見させていただきました。すると、ほとんどの塾の「共通点」に気がつきました。「共通

点」の中でも良いと言われる授業をひとつの形にして参りました。これが、「コンピテンシーディクショナリ」というものです。直訳すると「優れた講師の行動特性の辞書」という意味になります。一般の授業の場合には、時間軸で3つに分けることができます。最初は『導入』で、生徒に興味を沸かせることが大切になります。きちんと生徒たちに今日学習することの意味を説明し、興味を持たせます。モチベーションを高める作業をします。2番目として『展開』です。演習を兼ねて実施します。最後に、その日学習したことを『まとめ』として、ポイントを明示し理解度を確認して次に繋げていくという作業があります。これらの時間軸を横軸にとり、縦軸には講師がとるべき行動を3種類に分けました。まず一つ目は生徒の動機付け。「やる気」をきちんと持たせることや、生徒たちに教えなければならないことに対して、理解を深めさせなければならない。最後、ある時間内に集中させて、きちんと理解させていくこと。この縦軸は、学習塾講師がとる行動が「3×3」の9つの行動パターンに分かれると考えました。9つの行動ユニットが存在しますが、このひとつひとつに講師がどう対処するべきかということを具体的に文章化しました。文章化すると同時に、どういった行動をとるかということをも具体的に示させていただきました。

レベルはE1レーサーでなく、自動車教習所！将来走るべき道をコンパクトに散りばめである

次に「学習塾講師検定」のイメージをつかんでいただくために、実技審査の流れを追ってみます。実際に検定を行う場合には、受験者にご自分の模擬授業をビデオに収録していただきます。それを協会に送っていただいて、それを審査員が見て審査をします。審査員は

一人ではなく、3人体制で実技審査を実施しています。検定のレベルは、自動車運転能力に例えるとF1レーサーの能力を測るのではなく、(コンピテンシーディクショナリという)教習コースを適正に走る能力を測る審査ということになります。初めて学習塾を経験するという人たちに、例えば教習所のコース(坂道があったり、信号があったり、横断歩道があったり)は、将来走るべき道のモデルケースを小さくして散りばめてあります。外に出たときに必要な内容がコンパクトに入っているわけです。そこのコースを一通り端から端まで走れば、外に出て行っても心配がない状況になります。自塾で教えようとする、教習コースのようなことができるかという難しいのです。自塾でやる場合、どこかが欠けてしまう可能性があります。

しかし、講師が外の道(教室の現場)に出た時に初めて経験するということがないように、教習所で理解してもらおうというようなイメー

ジのテストになっております。

検定には1級・2級とありますが、「2級」についてご説明いたします。お手元の資料に「技能の発達モデル」があります。縦軸にありまして、初心者→中級者→独り立ち→上級者→エキスパートという、経験を積みながらプロに近づいていくわけです。「2級」は、発達モデルでは中級者にあたります。すなわち、講師を始めて2～3年であるという内容を「2級」と決めました。この「2級」のレベルをどう評価するかですが、例えてお話ししますと、自動車教習所で、発進する時、右見て、左見て周りに何も無い事を確認して発進する訳ですよ。しかし、長く運転するようになると、慣れてくると、この行為を省略してしまいがちです。この検定においては、右見て・左見てという行為を「オーバーアクション」でやっていただきます。すなわち、やったかやらないか、行為を行ったか行わなかったかということを、この検定でチェックします。



上手とか下手とかいうのは、別問題です。やらせるという事に意味があるのです。そこに意義があるからです。皆さんにおかれましては、なぜそこまでオーバーアクションをしなければならぬと思われるかもしれませんが、敢えて初心者の人たちには、「オーバーアクション」をしていただく事によって「意義」を考えてもらいたいというのが、大きな狙いとなっております。3人の審査員がいらっしやって、同じビデオを見ていれば、3人が3人とも「ここでやっているね」「ここやってないね」という事が明らかになるわけです。よって、点数も正確な数字がついてくるという事です。

塾講師検定は“定石”の確認 「気づき」や「再確認」のために

次に「1級」レベルについてですが、やった・やらない、の次の段階として、やったことによって、生徒にきちんとやった事の意味が伝わっているかどうか、効果が出たかどうかを「1級」ではチェックし、審査して参ります。私たちの目指すところは、「独り立ち」の部分。塾の経営者の方が、この先生であれば授業を任せても、安心して任せられるレベルが「1級」と想定し構築をさせていただきました。

塾の先生方が実際にお受けいただいて、共通のコメントとしては、検定をすることによって、「再確認」をすることができた、「気づき」ができたとおっしゃっていただいております。初心者だけではなく、経験を積まれている先生方であっても、また新たな発見があるかもしれませんし、ひょっとしたら、今までやっていたことに欠落があったことに気がつくということもございます。ですから、初心者だけではなく上級者の方もお受けいただいて、自分のモチベーションも上がりますの

で、ご検討いただきたいと思います。

業界検定スタートアップ支援事業 の経緯

三菱UFリサーチ&コンサルティング(株)
経済・社会制作部 研究員 田口 壮輔

昨年来、業界検定を巡る政策の動きが見られます。すなわち、業界検定スタートアップ支援事業についてお話しいたします。厚生労働省が支援して業界団体による自主的な業界検定策定への取り組みを支援する事業が業界検定スタートアップ支援事業(以下「業界SU」)です。ここでポイントとなってきますのが、あくまで国が主導するのではなく、業界団体の方が自主的に検定を作っていく、といった取り組みを支援するというものです。支援とは2つありまして、ひとつは補助金等の支援。もうひとつは国が適宜チェックして、一定の質を担保するという2つの側面をもっております。この事業は今年が初めての事業でございまして、初年度の支援対象として4つの業界団体が選ばれております。学習塾業界以外に3つの業界(「派遣・請負業」「健康産業(フィットネス)」「流通業(百貨店業)」)が支援の対象として、採択されているという状況です。

学習塾業界としてこういった意図をもってこの検定に取り組むのか。



業界検定の背景や動向を多面的に説明する
三菱UFリサーチ&コンサルティング(株)田口壮輔氏

既存の講師検定が今ある状態においてさらに発展させていくということに、どういう目的意識を持っているのか。

この2つを明確にしつつ、国の支援のもとで検定をさらにバージョンアップさせていくことによって、最終的には国家検定として認定されることを目指すという目的を持って取り組むものです。これに対応する形で、3つのポイントを挙げております。ひとつめは事業の背景です。どういった背景でこの事業が開始されることになったのか。とりわけ、どういった政策動向となっているのかについて紹介させていただきます。2番目は、この事業で具体的にどういったことをやっていくのか、既存の講師検定とどういった面が異なってくるのかをお話しさせていただきます。3番目に、なぜ国家検定を目指していくのか。どういったメリットがあるのか、どういった意義があるのかという点に関してご紹介させていただきます。

対人サービス力である学習塾講師力に国が注目する「ワケ」とは？

政策動向のご紹介として、どういった議論がなされているのかを紹介させていただきます。昨年の労働市場における能力評価に関する制度について検討会で、業界SUの必要性が提案されています。その提案書の中でどういった事が語られているのかを簡単に説明させていただきます。

労働市場の構造的変化

- 人口減少・高齢化 → 就業者数が減少
 - ✓ 特に、対人サービス分野などの労働集約的産業では、人材不足が深刻化
- 非正規雇用労働者は増加、しかし能力開発の機会・処遇が限定的
 - ✓ 非正規の増加とともに、「定着率の低さ」「能力開発機会の不足」「能力評価に関する客観性の欠如」が課題
- 「ジョブ型労働市場」が拡大
 - ✓ 「ジョブ型」: 特定のジョブ(職務)に従事
 - ☐ 「メンバーシップ型」: 会社のメンバーとしてあらゆる業務に従事

まず、業界検定が必要だと提言された前提として、どういった現状認識のもとに提言がなされたのかというところを紹介いたします。

私たちがいま働いている「労働市場の構造的変化」に大きな3つのポイントがあると報告書の中でいわれています。ひとつ目のポイントとして、人口減少や高齢化にともない就業者数が全体的に減少傾向にあるということです。とりわけ対人サービスの分野(この分野は労働集約的産業といわれますが、設備とかお金とか、そういった資源が利益を生み出すのではなくて、人が主な資源となって利益を生み出すような産業です。)で人材の不足が深刻となっていると言われております。二つ目のポイントとして、就業者数が減っているものの、非正規雇用労働者の方は増えていて、一部のデータでは労働者全体の3分の1を超えているといわれています。非正規雇用労働者についてもある種の問題が存在しています。具体的には、正規雇用労働者の方に比べて能力を開発していく機会や処遇というものが限定的となっているという問題があるといえます。非正規雇用労働者は、ある特定の会社やある特定の職種に就く期間が正規の方に比べて短くなる、あるいは、能力を高めていく機会というのが不足している、あるいは、能力評価が客観的になされずに処遇が十分に改善されてこない。正規雇用労働者ですと会社から色々な研修の機会等があったり、きちんと能力のステップアップというのが評価されて、それに伴って処遇も上がっていくというのが一般的です。非正規雇用労働者ですと、そういった側面が若干限定的になってしまう。結果、定着率の低さという問題が挙げられています。

労働市場の構造的変化のひとつに「ジョブ型労働市場の拡大」とあります。メンバーシップ型の労働市場と対比して語られるものですが、いわゆる日本における就職という考え方は、どちらかというとメンバーシップ型と

「職業能力評価」の位置づけ

- 各種研究会等では、今後の労働市場政策の方向性として、「柔軟で多様な働き方ができる社会の構築」「成長を可能とする雇用政策」「人材の最適配置と最大活用」「外部労働市場の整備」等の様々な視点を提示

上記に向けては、共通して、

「職業能力開発・職業能力評価」が重要

- しかし、現状の職業能力開発・職業能力評価では不十分

- ✓ 「ジョブ型」求められる職業能力や保有する職業能力が変化し、かつ見えにくくなることで、能力面のミスマッチの問題が顕在化・深刻化
- ✓ また非正規雇用労働者は、流動性が高く、人材育成投資の低いと考えられ、職業能力評価が有効に機能し難く、キャリアアップの機会が制限

というのがメインとなっています。メンバーシップ型とは、特定の職種に就くというよりは、ある会社に入ってその会社の中であらゆる仕事に従事するというものですが、ジョブ型はその反対—どちらかという特定の職種に就くという形の就職・労働市場がどんどん拡大しています。三つ目として、こうした労働市場における変化が前提としてあるということがいわれています。業界 SU は厚生労働省の事業でありますので、労働者側の観点が非常に大きなポイントとなってきます。

労働市場に関しては、政府において各種の色々な検討会・研究会が開催されています。特定の政策テーマに対して、有識者や実務家を招いた研究会が開催され、そこで政策としてどういう方向に向かっていくべきかということが検討されて、検討結果をもとに具体的な政策が実施されていくというのが施策化のよくある流れです。この労働市場に関しても各種の研究会が設置されている状況なのですが、いろんなことがその中で議論・提言されています。

「柔軟で多様な働き方ができる社会の構築」

「成長を可能とする雇用政策」

「人材の最適配置と最大活用」

「外部労働市場の整備」等、

こういったことが必要だと研究会でいわれている状況です。ただ、これらに共通して言えることは、「その基盤として職業能力開発や評価の仕組みが必要になってくる。しかしなが

ら、評価の仕組みが現状では不十分である。」ということです。まだまだ課題があるといわれております。具体的な問題点として、ひとつ目は「ジョブ型」の労働市場が増えていく中で時代の変化とともに求められる能力もどんどん変化します。しかし、その変化に対応できていけるような能力評価の仕組みがありません。その結果として、労働市場にミスマッチが起きてしまうことが問題になっています。二つ目の問題は、非正規雇用労働者側の問題です。流動性が高いので会社側としても人材育成の投資効果を十分に回収できないというふうに考えられてしまい、十分にキャリアアップの機会が提供されていないという問題があります。こうした問題解決のために、能力評価の仕組みをきちんと整備していくことが必要であるといわれています。さらに変化に柔軟に対応していくために国が確立した仕組みを作るのではなくて、各業界団体が主体的に業界や現場に合ったものを作っていくことが必要だといわれている状況です。

各種研究会などが設置されて労働市場について検討されていると申し上げましたが、この業界検定に限って申しますと、主な研究会としてこの3つが挙げられると思います。

一つ目として、「日本再興戦略」が挙げられます。アベノミクスの3本目の矢である成長戦略として掲げられているもので平成25年6月に同戦略が閣議決定しました。内閣の方針として決定されたものです。成長戦略についていろいろなことがいわれていますが、雇用制度とか人材力に関しては「多元的で安心できる働き方」の導入促進のために、職業能力の「見える化」が必要であると明言されている状況です。「多元的で安心できる働き方」とは、自由に職業を変えられたり働き方を変えること—例えば子どもができたら育児休暇を自由に取れるような柔軟な働き方ができる社会の実現のために、職業能力の「見える化」が必要だという提言です。

<p>■ 日本再興戦略 (平成25年6月閣議決定)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ アベノミクス3本目の矢である成長戦略。平成25年6月に閣議決定。 ✓ 雇用制度改革・人材力の強化の中で、「多元的で安心できる働き方」の導入促進のため、職業能力の「見える化」の促進が必要であるとしている。
<p>■ 産業競争力会議 「雇用・人材分科会」</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 産業競争力会議において成長戦略を着実に実行し、分野別に集中的な議論を行うため、平成25年9月分科会が開催。「雇用・人材」の他、「農業、医療・介護等」、「フォローアップ」がある。 ✓ 産業競争力会議：内閣の日本経済再生本部の基に設置 ✓ 分科会において、田村厚生労働大臣の資料等において、業界検定の必要性が言及されている。
<p>■ 労働市場政策における 職業能力評価制度の 在り方に関する研究会 (厚生労働省)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 「日本再興戦略」等で「職業能力の見える化」を促進することが重要な課題に位置づけられていること等を踏まえ、今後の職業能力評価制度・体系のあり方について検討するため、平成25年9月に設置された。 ✓ 同研究会の報告書では、能力評価の在り方について今後の施策の方向性を提言しており、業界検定スタートアップ支援事業についても言及している。

この提言を受ける形で「(産業競争力会議)雇用・人材分科会」が設置されました。この分科会は、成長戦略で掲げられている事をきちんと実行、かつ、分野別の議論を集中的に行うために設置されるもので、人材分野以外にでも農業、医療・介護等に関してフォローアップ分科会というものが設置されています。雇用・人材分科会の中では、もう少し具体化した形で業界検定について言及しています。例えば厚生労働大臣の資料では、業界検定の必要性に言及しています。労働市場には内部労働市場(企業内の労働市場)と外部労働市場(転職市場)があります。外部労働市場は企業の外なので転職市場ということです。成熟した企業から成長産業へ。よりたくさん労働者が必要なところに人が流動的に動くことになると、そのベースとして各人材の能力・職業能力を測る物差しとしてこうした業界検定が必要であろうと明言されている状況です。

「日本再興戦略」、「(産業競争力会議)雇用・人材分科会」の次。3つ目は厚生労働省の中に設置されている研究会「労働市場政策における職業能力評価制度の在り方に関する研究会」です。

この研究会は、前掲の検討会の職業能力の

見える化が必要という提言等を踏まえて、能力評価制度の在り方について検討するために設置されたものです。この研究会の中で今後の能力評価制度の在り方について提言されていて、具体的な形で業界 SU が必要であると言及しています。では、この研究会の提言(=報告書)の中で具体的に何が言われているのか、簡単に紹介して参ります。

報告書のタイトルは、『「労働市場政策における職業能力評価制度の在り方に関する研究会」報告書 ～新たな業界検定の整備等による「職業能力の見える化」を通じ、培われた職業能力が適正に評価され、キャリアアップや人材力強化が図られる労働市場の実現を目



「労働市場政策における職業能力評価制度の在り方に関する研究会」報告書より

指して〜』。非常に長いのですが、タイトルの通りのことが提言されています。

時代の変化に柔軟に対応するために 一業界の自主的な取組みを国が支援する「業界検定方式」とは？

新たな業界検定の整備にあたって、特にサービス産業・対人サービス分野を対象とした職業能力評価が必要であるといわれております。現状の能力評価制度のカバー状況が簡単な概念図で示されております。こちらの左側ですが、何らかの検定または資格がある状況です。医療など高度な安全性が求められるようなものについては「免許(ライセンス)」といった形で資格が整備されている状況です。その右側は「ものづくり」を対象としていますが、技能検定というものが国によって運営されています。技能検定は国家資格ですが、技能士・技能技術者の技能を評価するためのものとして導入された資格です。ただ、ものづくり以外の分野で対人サービスの分野、今後需要となってくるこの分野については、ものづくりの分野に比べて十分に整備されていない状況があります。そこで整備されていない分野について新たに検定を作っていこう。ただ、国が確立的に運営するような資格でありますと、今後職業能力として求められるものがどんどん変わっていく時代において十分に柔軟に対応できていけないという問題意識がありますので、国が主導するという形ではなくて、業界の方の自主的な取組みを支援する「業界検定方式」といわれているこの方式で実施されるというこになっています。

業界検定を整備していく上で、何がターゲットとなっているかという点についてです。

対人サービス分野は、公的で市場性を備えた検定等が今整備されるに至っていない状況



です。一方でこの分野は、非正規雇用労働者のキャリアアップの観点からも非常に重要な分野です。非正規雇用の割合が多いので、非常に重要な分野となっています。そこで、今回の業界検定のターゲットとして対人サービス分野が設定されているのです。

報告書には、業界検定をどのように整備していくか、その方針がまとめられています。

1つ目のポイントとして、採用・人事管理の主体であり人材ニーズを直接把握する立場にある業界が主体となって、自主的に評価手法を開発・運用していく必要があるといわれています。ただし、業界任せにするものではありません。2つ目のポイントですが、国が一定程度関与して質などを担保することが必要であるといわれています。最後のポイントですが、国が関与することによって質を保証するだけではなく、業界と業界間での横並びの観点というものを担保することも必要であるといわれています。柔軟性を担保するために各業界が自主的に整備していくことが望まし

■ 業界検定の整備方法 (その2)

- ✓「業種・職種固有」かつ「業界共通性の高い能力」に着目し、知識・技能・実践力といった、能力の多様化や変化に柔軟に対応可能な評価が必要
- ✓ 仕事ぶり評価、教育訓練歴等を含めた多様かつ実践的な評価が可能な評価ツールの整備、モデル事例の創出・発信がまず求められている

柔軟に対応可能、多様かつ実践的な評価が必要
モデル事例が求められている

いとはいわれている一方で、**一定程度共通した物差しとすることも必要**であるので、国が関与することによって、業界横並びの観点を担保しようと考えられています。まとめとしまして、業界検定はあくまで国が主導するのではなくて業界が主体となって整備していくものです。国はそれに対して支援をしたりオーソライズ(承認)するという体制で整備しようとしています。

業界検定を整備するにあたって求められている観点についてです。一つ目は、**知識や技能や実践力といった多様な観点から評価する、かつ、変化に柔軟に対応できる評価制度**というものが求められています。二つ目は、そうした**多様かつ実践的な評価ツールが今後続々**といろいろな業界で整備されていくように、**そのモデルとなることが求められています**。今回、全国学習塾協会はこの業界 SU に関して必ずしもモデル事業として採択されたという訳ではないのですが、こうしたモデル事業となることが期待されて、今回のこの4団体が採択されているという状況です。

業界が主導して検定をつくるという方式について、どのようなことが期待されているのかについてこの章の最後に簡単にまとめさせていただきます。

まず1つ目は、業界 SU で得た成果を踏まえて今後対象分野を拡大していくことが計画されています。業界 SU の中でつくられる検定が、次に続く**対人サービスなどの業界検定**

のお手本となることが期待されています。

2点目は、業界検定の対象分野や役割に照らして、検定は**多様で実践的な評価手法を組み合わせることが必要**であり、**求められる能力変化に対応するために、継続的質保証の仕組みを導入することが求められています**。一度、評価手法を作った終わりではなく、社会の変化や求められる能力の変化に対応して、継続的にカスタマイズ(仕様変更)していける仕組みが必要です。

3点目は、業界団体が主導して作るようになりますと、アウトサイダーなど業界団体以外の方にとって少し敷居が高い検定となってしまう恐れがありますので、**国が関与することによって、より低い敷居でいろいろな幅広い方々に受けていただけるようにして、一方で信頼性も担保されるという仕組みにしておくことが必要**であるといわれています。

4点目は、国が一定程度関与はしつつも、技能検定の国家制度のように国が画一的に基準を作って当てはめるのではなく、ある種業界の自主性に任せることにより、**多様性・弾力性・柔軟性を内包した仕組みにする**ということが期待されているという状況です。

以上で業界 SU がどういった検討を踏まえて実施されることになったかを紹介させていただきました。

業界検定スタートアップ支援事業で私たちに何が求められているのか？

現段階ですでに「学習塾講師検定」がある状況です。なぜ、新たにこうした事業に取り組んで検定をつくっていくのかというについて、全くゼロベースで何もない状態から作るということではなくて、あくまでいまある「学習塾講師検定」を基礎として、国家検定に堪えるものとなるように、よりブラッシュアップ(磨きあげる)することが本事業の目的となっています。国家検定を目指すにあ

既存の検定との違い

- 特に、検定において評価する範囲を拡大する必要がある。



「労働市場政策における職業能力評価制度の在り方に関する研究会」報告書より(※【 】内は編集者加筆)

たって、どういう点が不足していてどういう点を改善していかなければならないかについて3つの点を掲げさせていただきました。

ひとつ目は、「信頼性」です。集団指導・個別指導の講師力の能力開発を業界内で可能とすべく、信頼性の高い評価手法を開発・運用していくこと。一企業の中で能力開発・評価をするだけでなく、業界全体としてそうしたことができるよう、より信頼性の高いものにバージョンアップさせていく必要があります。

2点目は、職業能力の「見える化」を通じ、講師を教育しやすくなるというだけでなく能力評価・職務の格付けをしていく上での参考になること。職業能力の評価が比較的なされづらい実態があるので、正規雇用労働者についても十分に能力の向上に応じて職務の状況や処遇が改善されるようになってくることを期待されています。

3点目は、中長期的な視点になります。学習塾業界に限らず他業界の中でも講師力というものが必要となっている職種は多く存在すると思います。そういった方々にも使っていただけのような検定として、より汎用性・公益

性を高めることが期待されています。

いままで、国家検定を目指すにあたって求められている方向性について、やや抽象的な説明をさせていただきました。では、具体的にどういう点を改善していかなければならないかをご説明しましょう。

上の図におきまして、現状の学習塾講師検定で評価されている分野をまとめています。現行検定においては筆記試験と実技試験の2つが行われていて、筆記試験は主に教科の知識が主な評価対象となっています。一方、実技試験は技能や実践力の部分が評価対象となっています。国家検定を目指すにあたっては、筆記試験においてもなるべく広い分野を評価する必要がありますし、実技試験でもなるべく広い分野を評価する必要があります。どうしても必要になるかといいますと、職業能力を評価するにあてった主なポイントは「知識・技能・実践力」です。「知識」は「暗黙知(主観的で言語化することができない知識)」を「形式知」化したものです。言語としてストックされた経験等を指します。「技能」は身につ

た技のこと、「実践力」はその知識と技能を組み合わせる力のことで、コンピテンシーと呼ばれる行動様式です。この3つによって職業能力を評価することが必要だといわれています。生徒に「動機付けさせる」、「理解させる」、「集中させる」といった機能については実践の中で評価するのが手取り早い。いわゆる「技」「スキル」といわれる類いのものであると捉えられがちですが、そこをきちんと「形式知」化して筆記試験でも評価できる形にすることによって、学習塾講師の中で共通言語が生まれる効果があります。例えば、技能検定という国家資格は主に技術士の方が受ける資格です。この技能検定でもこのような「技

と理解される分野について、知識・筆記試験で試験されるようになっていきます。そうすることによって、一定の共通言語を技術者の中で共有することになりますので、技術者間のコミュニケーションが非常に円滑になるという効果が技能士を雇用している企業の方からよく聞かれます。ですから学習塾講師検定においてもどちらかという「技」と考えられがちな「動機付けさせる」、「理解させる」、「集中させる」といった機能について、知識でも評価することが必要となっています。

【次号に続きます。次号では「国家検定の目指すことのメリット」についてお話しいただきます。】

塾の日シンポジウムを仙台で開催

塾の日^{オンライン}の都・仙台にて10月13日開催！話題の呉善花^{オソシヅカ}氏が講演！前日には震災の記憶を風化させないため被災地の今を訪ねるツアーも

当協会では、学習塾が社会に正しく認識され信頼されることをめざして、協会設立とともに「塾の日」を10月9日に制定するとともに、学習塾と私学・企業・消費者の皆様がともに学習を通じて未来の人材育成を図ることを社会にアピールする象徴的なイベントとして「塾の日シンポジウム」を毎年主催しております。

今年は、あの震災から3年を経た東北・仙台が舞台です。『塾の日シンポジウム2014 in 仙台』と題し、10月13日（祝）に宮城県仙台市のホテルメトロポリタン仙台において開催する運びとなりました。「塾の日シンポジウム2014 in 仙台」では、業界の信頼確保に貢献し、業界自主基準を遵守したと認められる学習塾事業者、全国読書作文コンクールの大賞、最優秀賞受賞の子どもたちを表彰するとともに、評論家であり拓殖大学国際学部教授の呉善花氏を講師に、「いま未来に、日本人の心」と題し、基調講演を行うなどして学習



昨年の塾の日シンポジウム(東京・浅草)

塾事業のさらなる資質向上の促進を図ります。

また、学習塾、学校関係者、協賛事業者など大勢の皆様との親睦交流の場をご用意いたしております。当日は次のようなプログラム進行で、記念式典、講演、懇親会を予定しており、学習塾関係者をはじめ、200名を超える来場者を見込んでおります。ぜひ、多くの皆様にご参加いただきますよう宜しくお願い申し上げます。

塾の日シンポジウム2014 in 仙台

◆日時 平成26年10月13日(祝)

13時30分～19時30分

◆会場 ホテルメトロポリタン仙台

〒980-8477 宮城県仙台市青葉区中央1-1-1

TEL022-268-2525

仙台(地下鉄)駅[南6]から徒歩約0分

◆対象 教育関係者、保護者、出版関係者、マスコミ関係者、学習塾関係者他どなたでも

◆内容

第1部 記念式典 13時30分より

- 会長挨拶
- 来賓挨拶：経済産業省(予定)
- 業界自主基準遵守塾表彰
- 読書作文コンクール表彰
- 東日本大震災被災地から

第2部 15時30分より

基調講演

「いま未来に、日本人の心」

講師 呉善花(オ・ソンファ)氏

【プロフィール】



1956年、韓国、済州島生まれ。

4年間志願で女子軍隊生活をする。1983年来日、大東文化大学(英語学)留学生となる。その後、東京外国語大学大学院修士課程(アメリカ地域研究)修了。現在、評論家として執筆活動のかたわら、拓殖大学国際学部教授。

著書：『スカートの風』正・続・新(三交社・角川文庫)『攘夷の韓国・開国の日本』(文芸春秋)で第五回山本七平賞受賞。著書多数

第3部 親睦交流会 17時30分より

- 歓迎の挨拶 ○会長挨拶
- 来賓祝辞 ○乾杯
- 歓談・会場インタビュー ○抽選会

◆後援 経済産業省

塾の日・仙台へのいざない

塾の日シンポジウム2014 in 仙台 実行委員会 委員長 大沼 信雄

今年の塾の日シンポジウムは青葉繁れる「杜の都仙台」が舞台となります。北海道東北支部では2回目の開催となります。前回の松島開催の時とは心の風景が少し違いますが、実行委員協力して全力で準備にあっております。今回の塾の日シンポジウムのテーマは「いま未来に」です。

第1部は例年通り、「塾の日記念式典」で全国読書作文コンクール等の表彰をいたします。後半は被災地にある北海道東北支部から、多くの方々から受けた支援に感謝し、復興や被災記憶の継承の誓いを新たに「仙台宣言」を発表します。

さらに、第2部は「いま未来に、日本人の心」と題して呉善花氏にご講演をいただきます。どのように日本は進むのか、どのように子供たちを育てたいのか、日本人としての土台をあらためて見つめなおし、未来への原動力にするための学びの場を提供します。第3部は全国の学習塾の先生方、私学の先生方、学習塾関連企業の皆様との親睦交流会です。北海道東北から心をこめておもてなしをさせていただきます。ぜひ、多くの皆様にご臨席賜りますようお願い申し上げます。



JJA インフォメーション



消費者が安心してサービス利用していただくための信頼マーク 第三者評価「学習塾認証」のご活用を！まもなく後期申請！

今年4月に3年目を迎えた学習塾認証制度は、前期申請期間が終了しました。現在、慎重に審査を進めており、8月下旬に判定委員会を実施し、新たな学習塾認証取得事業者が誕生する予定です。

学習塾業では特定商取引に関する法律に加え、取り扱う情報が個人の機密事項が多く含まれるという特性があり、個人情報保護法等の法令の遵守が必要とされる一方、サービス内容等の消費者への適切な情報提供、顧客相談窓口の充実など、消費者からの苦情・相談を低減する取り組みも必要とされています。

当協会では、このような状況を鑑み、消費者からの苦情・相談内容や業界の実態を踏まえ、子どもたち及びその保護者が安心してサービスを受けられることを目的とした、学習塾業認証基準を策定いたしました。

学習塾認証は、それらの法律への適合性を含む学習塾業認証基準に基づいて第三者が客観的に評価する制度であることから、事業者にとっては法律への適合性はもちろんのこと、公正で適切な管理運営システムを確立し運用していることを直接顧客層にアピールする有効なツールとして活用することができます。

アピールできるポイントは次の6点です。

- ☞ 消費者へ十分に適切な情報提供をしています！
- ☞ 消費者と適正で明解な契約（解約）を行っています！
- ☞ 通塾する子どもの安全確保を行っています！



☞ お客様相談窓口を設置してその充実を図っています！

☞ 消費者へ十分に適切な個人情報保護を行っています！

☞ こうしたことが、継続的に守られ、改善されています！

特定商取引法に基づく申出制度の普及、適格消費者団体や法テラスなど消費者支援組織の拡充など、消費者を実効的に保護する環境はここ数年で強化されています。ぜひ、この機会に学習塾認証に関するお取り組みをいただき、より安全な塾経営を進めていただきますようお願い申し上げます。

今年度後期申請を受付をいたします。

【後期申請期間】

平成26年9月1日～10月31日／認証目安 平成27年2月初旬

協会ホームページで、学習塾認証制度FAQ、学習塾業認証 認証基準、認証審査申請書、申請誓約書、申請に必要な申請書類（新規の方）等がご覧になれます。

<http://www.jja.or.jp/certify/attestation.html>

学習塾認証事業者一覧

登録番号	学習塾名	所在地	有効期間
100001(01)	英進館	福岡県福岡市中央区今泉1-11-12	2012/8/31-2014/8/30
100003(01)	(法)SI進学ゼミナール	佐賀県武雄市武雄町大字武雄5675 Siビル	2012/8/31-2014/8/30
100004(01)	次世代ゼミファインズ	福岡県糟屋郡宇美町5-3-14	2012/8/31-2014/8/30
100005(01)	研修館学院	京都府京都市伏見区深草堀田町10-1	2012/8/31-2014/8/30
100006(01)	東日本進学会	神奈川県秦野市鶴巻南4-19-11	2012/8/31-2014/8/30
100007(01)	中萬学院	神奈川県横浜市港南区丸山台1-10-24	2012/8/31-2014/8/30
100008(01)	田中学習会	広島県広島市安佐北区倉掛1-8-16	2012/8/31-2014/8/30
100009(01)	AJ安藤塾	三重県伊勢市常盤1-1-1	2012/8/31-2014/8/30
100010(01)	パワーゼミ西本塾	広島県福山市引野町1-17-1	2012/8/31-2014/8/30
100011(01)	ING進学教室	東京都青梅市勝沼1-46-4	2012/8/31-2014/8/30
100012(01)	LAPIS	千葉県流山市市野谷118-21	2013/1/31-2015/1/30
100013(01)	コムタス進学セミナー	広島県呉市中央1-6-9 センタービル呉駅前3F	2013/1/31-2015/1/30
100014(01)	高校受験STEP/HI-STEP/大学受験STEP/K-STEP	神奈川県藤沢市藤沢602	2013/1/31-2015/1/30
100015(01)	江藤塾	埼玉県さいたま市西区プラザ14-8	2013/1/31-2015/1/30
100016(01)	しののめ研成義塾	千葉県市原市ちはら台東4-11-18	2013/1/31-2015/1/30
100017(01)	新世代 個別指導塾NARU	東京都荒川区西日暮里6-47-9 KS小宮ビル5F	2013/1/31-2015/1/30
100018(01)	学園ゼミナール	東京都小平市学園西町1-20-10	2013/1/31-2015/1/30
100019(01)	英才予備校 伸学院	埼玉県越谷市弥十郎727-13	2013/1/31-2015/1/30
100020(01)	修学舎	千葉県習志野市東習志野4-14-13	2013/1/31-2015/1/30
100021(01)	光陽学院	千葉県船橋市三山8-5-2	2013/1/31-2015/1/30
100022(01)	エコール学院	神奈川県小田原市板橋922-9	2013/1/31-2015/1/30
100023(01)	アイ・アカデミー	群馬県館林市本町2-15-35	2013/1/31-2015/1/30
100024(01)	青葉学院	神奈川県横浜市緑区寺山町89 スクエア21ビル4F	2013/1/31-2015/1/30
100025(01)	ケイズセミナー創習館	埼玉県さいたま市南区文蔵4-12-6	2013/1/31-2015/1/30
100026(01)	ステップアカデミー	東京都練馬区田柄5-27-11 4F	2013/1/31-2015/1/30
100027(01)	木谷塾	東京都品川区大井4-14-1 ルーク大井103	2013/1/31-2015/1/30
100028(01)	カナン学院	大阪府羽曳野市野々上5-7-9	2013/1/31-2015/1/30
100029(01)	CS学院	東京都小金井市本町5-11-7 KIメインビル3F	2013/1/31-2015/1/30
100030(01)	伸栄学習会	千葉県浦安市瑞穂2-1-5	2013/1/31-2015/1/30
100031(01)	ID早稲田鶴ヶ島校	埼玉県川越市鯉井新田1-18 細田ビル2F	2013/1/31-2015/1/30
100032(01)	開智セミナー	東京都杉並区成田東4-34-15 昭電社ビル2F	2013/1/31-2015/1/30
100033(01)	学舎シリウス・ホープ	東京都板橋区富士見町36-9	2013/1/31-2015/1/30
100034(01)	創研塾	東京都青梅市新町4-14-17	2013/1/31-2015/1/30
100035(01)	れんせい会	東京都杉並区浜田山3-30-3 安藤ビル3F	2013/1/31-2015/1/30
100036(01)	創英ゼミナール	神奈川県平塚市河内342-13	2013/1/31-2015/1/30
100037(01)	SHOSHIN	神奈川県藤沢市湘南台1-14-4	2013/1/31-2015/1/30
100038(01)	株式会社全教研	福岡市中央区赤坂1-15-9	2013/9/2-2015/9/1
100039(01)	むさし野ゼミナール	東京都中野区弥生町5-5-11	2013/9/2-2015/9/1
100040(01)	オンフット進学会	千葉県柏市根戸1913-1 ガーデンビスカヤ103	2013/9/2-2015/9/1
100041(01)	ジーニアス井上塾	東京都昭島市田中町1-23-1	2013/9/2-2015/9/1
100042(01)	四季青舎	千葉県柏市松葉町3-15-5	2013/9/2-2015/9/1
100043(01)	明和学院	千葉県柏市逆井3-4-3	2013/9/2-2015/9/1
100044(01)	株式会社アイキューブ	長野県茅野市塚原1-3-21 2F	2014/2/3-2016/2/2
100045(01)	ホリエグループ	大阪府大阪市西区南堀江2-11-25	2014/2/3-2016/2/2
100046(01)	神田進学セミナー	兵庫県尼崎市東園田町4-101-7	2014/2/3-2016/2/2
100047(01)	都の西北学院	東京都立川市一番町6-20-12	2014/2/3-2016/2/2



子どもたちに「やる気」という勲章を！
この夏休み、全国読書作文コンクールにご参加ください！

当協会では、明日を担う児童生徒に、良書との出会いにより感動することの素晴らしさを体得する機会を与えることを目的として、『全国読書作文コンクール』を主催し、読書・作文活動の推進



に努めています。

作文は全国の公立高校一般入試の約80%で出題、公立高校の推薦入試でも約60%が作文または小論文を出題、私立高校も推薦入試では半数近い学校が作文を課している…といわれています。

どうぞ、対象図書10冊のうちの1冊の本を通じて、子どもたちが何かを感じ、心を動かし、考え、表現する、そうした機会を子どもたちにお与えください。入選以上のお子様には「公益社団法人全国学習塾協会会長名」で表彰状を授与いたし

ます。

○塾生の読書力、表現力、文章力のアップに

○塾生の達成感による心の成長に

○塾全体の連帯感、一体感の醸成に 等々

自塾に、塾生に、必ず新しい息吹をもたらすことと確信しております。是非積極的なご参加をお願い申し上げます。

【応募締切】 平成26年8月27日(水)

コンクールへの参加と対象図書の購買にご協力をお願い申し上げます。

後援：文部科学省、経済産業省、(一財)出版文化産業振興財団、(公社)読書推進運動協議会、朝日新聞社、朝日学生新聞社



教育産業界で漏洩事故！来年、法改正！今年のセミナーは、最新情報&自社の個人情報保護体制づくりトレーニング！



学習塾の健全な運営を確保するためにコンプライアンス(法令順守)に関する知識として要求される範囲は年々広がっています。従事する業務により、求められるスキルも多種多様となっております。しかも、こうした傾向はこれからも一層強まることは確実です。

個人情報、契約、使用教材の著作権など、トラブルがひとたび起きれば、損害賠償はもとより、社会的な信用を失墜する場合も否定できません。

コンプライアンスに関する知識を十分に理解し、適切に取り扱い、築き上げた信用を強固なものにしていく必要があるでしょう。企業実務の中で、こうした法令対策は必須不可欠なものになります。コンプライアンス(法令順守)による業務管理や運用方法を職員一人ひとりが身につける機会を当協会がご提供いたします。

とくに、法務や顧客対策担当者、社内研修の指導者の方には最適です。いずれも予定の情報ですがご案内いたします。

日時：

【東京会場】平成26年10月19日(日)

【福岡会場】平成26年10月26日(日)

【大阪会場】平成26年11月16日(日)

午後1時30分～午後4時

【受講対象】学習塾の経営者、職員等

【講師】(予定)

プライバシーマーク主任審査員・ISO/IEC 27001
審査員・中小企業診断士 荒島和彦氏

【内容】(変更の場合あり)
個人情報保護法は、2003年の成立以来、初めて

の本格改正。その最新情報や自社の個人情報保護
のマネジメントシステム作りのサポートとなる実
践的セミナーです。

詳しくは9月上旬に協会ウェブサイトでご案内
いたします。

プライバシーマーク情報

【プライバシーマーク認定情報】

第69回プライバシーマーク審査会が平成26年
5月12日(月)11:00～11:30に豊島区・協会
事務局にて開催されました。

出席委員

鶴巻 暁(弁護士)

杉本まさ子

(消費者アドバイザー・コンサルタント協会理事)

澤本 淳(弁護士)

稲葉秀雄

出席審査員 横山 淳(主任審査員)

事務局より委員会構成員5名中4名の委員が出
席したので委員会が成立する旨報告があり、本会
の附議案件の説明ののち、鶴巻委員長が議長とな
り議事に入りました。

●議案

①書類審査ならびに現地審査報告

横山主任審査員より、下記の更新1社に関する
様式7に基づき書類・現地審査報告がありまし
た。

②審査

質疑応答があり審議の結果、更新を可としプラ
イバシーマーク付与認定が決定しました。

プライバシーマーク認定事業者

認定番号 13200723(08)

事業者名 株式会社中萬学院

代表者 中萬 隆信 様

所在地 神奈川県横浜市港南区丸山台一丁目10番24号

有効期間 平成26年3月7日～平成28年3月6日

JJAご入会のご案内

全国学習塾協会(略称「JJA」)は、民間教育を担う団体・個人に関する支援及び能力開発、調
査研究、地域社会に対する貢献の推進等を行うことによって児童及び青少年等の学力養成の推進に
寄与し、より良い社会の形成を推進することを目的として設立された公益社団法人です。

公益社団法人全国学習塾協会には、どなたでも入会できます。

会員は、正会員・準会員・賛助会員からなっています。

■正会員 学習塾事業を営む法人または個人でどなたでも会員になることができます。正会員は総会での議決権を持ちます。

協会報、会員名簿を配布いたします。本会が主催する事業をご案内して、これに優先的に参加することができます。

協会 web サイトと正会員のホームページのリンクを掲載するとともに、会員名簿に正会員一覧を掲載します。

正会員証プレートを使用できます(使用料あり)。

■準会員 学習塾事業者に従事する個人、協会の目的と活動に賛同する教育事業に従事する個人または従事した経験のある個人であればどなたでも会員になることができます。総会での議決権は持ちません。

協会報、会員名簿を配布いたします。本会が主催する事業をご案内して、これに参加することができます。

準会員証プレートを使用できます(使用料あり)。

■賛助会員 協会の目的と活動に賛同してその事業にご支援くださる法人・団体・個人で、総会での議決権は持ちません。

協会報、会員名簿を配布いたします。本会が主催する事業をご案内して、これに参加することができます。

協会 web サイトと賛助会員のホームページのリンクを掲載するとともに、会員名簿に賛助会員一覧を掲載します。

賛助会員証プレートを使用できます(使用料あり)。

会費は次の通りです。

入会金	(1)正会員		30,000円	
	(2)準会員		10,000円	
	(3)賛助会員	法人		50,000円
		学校法人		30,000円
		団体		50,000円
個人			10,000円	
年会費	(1)正会員 1口	塾生数1000名未満	36,000円	
		塾生数1000名以上	60,000円	
		3000名未満		
		塾生数3000名以上	120,000円	
	(2)準会員 1口		12,000円	
	(3)賛助会員 1口	法人		50,000円
		学校法人		36,000円
		団体		50,000円
		個人		12,000円

毎年4月から翌年3月までが一年度になります。

会費について、正会員の方は、会費を3月と9月の年2回に分け、金融機関から預金口座振替により納入いただきます。

準会員・賛助会員の方は、年度初めに当協会の銀行口座にお振り込みいただきます。

入会初年度の会費は、入会月からの月割りで計算いたします。

入会をお考えの方、協会の活動概要などをお知りになりたい方は協会事務局まで遠慮なくご連絡ください。資料をお送り申し上げます。

また、入会申込書は協会 web サイトから入手することもできます。

公益社団法人全国学習塾協会 事務局
〒171-0031 東京都豊島区目白3-5-11
TEL03-5996-8511 FAX03-5996-9585